

(第2回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 2年 7月 30日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル23階
業務の名称	2019年度設計基準等に関する資料作成業務
業務場所	阪神高速道路(株)の指定する場所
業務種別	(その他)
業務概要	打合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 部分安全係数法適用に向けたトンネル関係基準の改定資料作成・・1式 部分安全係数法適用に向けた橋梁関係基準の改定資料作成・・・・1式 門型標識柱の柱梁接合部構造の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 舗装設計基準の改定項目の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 維持管理業務の効率化を目指す三次元モデルの構築・・・・・・・・・・1式 文書管理の効率化に向けた技術基準等整理・・・・・・・・・・・・・・・・1式 業務・共同研究契約ガイドラインの改定にかかる検討・・・・・・1式 鋼構造物標準図集改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 付属構造物標準図集改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式
業務期間(自)	令和 1年 9月 19日
業務期間(至)	令和 2年 9月 15日
契約金額	59,950,000 円
変更金額	0 円
変更後の契約金額	59,950,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

## 変更契約理由書

2019年度設計基準等に関する資料作成業務 第2回変更

**5 業務期間【変更】**

「門型標識柱の柱梁接合部構造の検討」において、新型コロナウイルス禍において業務を進める中で、解析実施に必要な検討期間に見込み違いが生じ、改めて検討に必要な期間を再検討したところ、業務期間内に業務を完了することが困難な状況であり、業務期間の延長の申し出を受託者より受けた。受託者の責めに帰すべき事由でなく、必要と認められるため、業務期間を延長する。

以上